

## 人間環境大学試験内規

### (準拠)

第1条 人間環境大学学則第30条・31条・32条および33条、および人間環境大学大学院学則第29条・30条・31条および32条に関連し、必要な事項を定める。

### (受験資格)

第2条 学生は決められた時期に登録した授業科目についてのみ受験することができる。

2 次の各号の一つに該当するものは、受験資格を有しない。

- (1) 欠席時数が授業時数の3分の1を超える者
- (2) 授業料等納付金を納入していない者
- (3) 履修登録していない者
- (4) 履修途中で受講を辞退した者
- (5) 看護学部および看護学研究科においては、実習科目の出席時数が所定の実習時数の5分の4に満たない者

### (不正行為)

第3条 不正行為を行った場合は、演習(卒業研究)(日本研究コースの場合は、日本の文学演習および卒業演習(国語)、もしくは社会・歴史演習および卒業演習(社会))の科目を除き、その該当する学期の科目を全て不合格とする。

2 前項の者には教授会(大学院については研究科委員会)の議を経て、学長が懲戒を加えることができる。

### (定期試験)

第4条 定期試験は、原則として各学期末に実施する。

2 試験の科目、日時、時間割その他必要な事項は試験実施の1週間前までに公示する。

### (定期試験場への入場)

第5条 次の各号に該当する者は、試験場へ入ることはできない。

- (1) 受験資格を有しない者
- (2) 学生証を所持しない者
- (3) 定刻より20分以上遅刻した者
- (4) 一旦試験場から退場した者

### (追試験)

第6条 受験資格のある者で、第4条に定める定期試験を受けることのできなかつた学生で、次の各号のいずれかに該当する場合には、追試験を受験することができる。

- (1) 暴風、大雨その他災害により受験することができなかつた場合
- (2) 交通機関の不通、又は延着による場合
- (3) 傷病により受験できない場合
- (4) 忌引の場合
- (5) 公欠、又はそれに準じる場合
- (6) 卒業又は修了後の進路に関する試験により受験できない場合
- (7) 特別の事情がある場合で、教授会で承認された場合

2 前項に定める追試験に合格した場合の点数は、80点を最高とする。

3 理由の如何にかかわらず、追試験の追試験は実施しない。

(追試験願)

第7条 第6条に定める追試験を受けることができる場合は、所定の追試験願に必要事項を記入し、診断書等の証明書を添えて、定期試験最終日から3日以内に教務課に願い出なければならない。

- 2 追試験を許可された場合は追試験受験料として1科目につき1,000円を納入しなければならない。

(再試験)

第8条 期末試験で受験科目の評価が不合格となった者で、以下の各号に該当する場合、再試験を認める場合がある。

- (1) 人間環境学部を卒業見込みの者であって、卒業年次の年度末において、次に該当する場合。
    - 一 当該年度に履修登録したものでD判定の科目のうち8単位以内を修得すれば卒業可能な者。
    - 二 資格(教職課程)に関する科目で、当該年度に履修登録したものでD判定の科目のうち8単位以内を修得すれば資格要件を満たす者。
  - (2) 人間環境学研究科を修了見込みの者であって、修了年次の年度末において、不合格となった科目に関して、その試験に合格することによって修了資格が与えられる場合に関し、研究科委員会の議を経て再試験を認める場合がある。
  - (3) 所定の再試験願を提示したうえで、補講等を受けた者。
- 2 前項(1)、(2)および(3)において再試験は当該年度の教授会又は研究科委員会で認められた科目のみ行う。
  - 3 再試験に合格した場合の点数は、60点を最高とする。
  - 4 理由の如何にかかわらず、再試験の追試験は実施しない。

(再試験願)

第9条 第8条に定める再試験を受けることができる場合は、所定の再試験願に必要事項を記入し定められた期日に教務課に願い出なければならない。出願の期日は毎年の学年暦で定める。

- 2 再試験を許可された場合は再試験受験料として1科目につき2,000円を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この内規の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成21年7月8日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成22年8月11日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成26年7月9日からこれを施行する。ただし、平成24年度以降の入学生から適用する。

附則 この規程(改正)は、平成27年2月25日からこれを施行する。

附則 この規程(改正)は、平成28年8月31日からこれを施行する。